

緊急事態措置（特定措置区域）②

5月16日(日)～5月31日(月)（16日間）

飲食店以外の施設への要請①

<対象施設>

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、
スポーツクラブ、パチンコ屋、スーパー銭湯など

<要請内容>

○床面積1,000㎡超の施設

土・日曜：休業 平日：午後8時までの営業時間短縮

※1,000㎡以下の施設は、午後8時までの営業時間短縮

○酒類の提供は行わない（利用者による酒類の持ち込みを含む）

○入場者の整理の徹底